

奈良市ボランティア登録制度 実施要項

(目的)

第1条 奈良市ボランティア登録制度（以下「本制度」という。）は、市民のボランティア活動を推進し、市民が互いに支え合い心ふれあいまちづくりを実現するため、ボランティア活動の更なる充実と、ボランティアコーディネート機能の向上を目的とする。

(実施内容)

第2条 本制度として、次の事業を実施する。

- (1) ボランティアの募集及び登録
- (2) 行政、ボランティア・NPO団体等からのボランティア募集情報の収集
- (3) ボランティアの登録をした者へのボランティア募集情報その他の関連情報の提供
- (4) ボランティア保険の紹介
- (5) 本制度対象のボランティア活動（以下「ポイント対象活動」という。）を行ったボランティア登録者への活動確認スタンプ（以下「スタンプ」という。）の付与及び奈良市ポイント（以下「市ポイント」という。）の付与
- (6) その他ボランティア活動に必要な事業

(登録要件)

第3条 本制度のボランティアに登録することができる者は、次の各号の要件を満たす個人とする。

(1) 登録時に、市内在住若しくは在勤若しくは在学する者、又は市内でのボランティア活動を行う意志のある者。ただし、18歳未満の者の登録は保護者の同意を要するものとする。

(2) 本制度の趣旨を理解し、ボランティア活動を希望する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの活動を行おうとする者は登録できないものとする。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とする活動、勧誘を伴う活動

(2) 本来、有資格者によって行われるべき活動

(ボランティア登録)

第4条 前条第1項の規定による登録しようとする者は、奈良市ボランティア登録制度（登録・変更）申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、市は登録の可否を申請者に対し、速やかに通知するものとする。

(登録の変更)

第5条 ボランティア登録者は、登録の内容に変更があった場合は、奈良市ボランティア登録制度（登録・変更）申請書（別記様式第1号）を市に提出するものとする。

(登録の解除)

第6条 ボランティア登録者は、登録の解除を希望する場合、奈良市ボランティア登録制度登録解除申出書（別記様式第2号）を市に提出するものとする。

(登録期間)

第7条 ボランティア登録者の登録期間は3年間とする。ただし、登録後初めての更新は、2年経過後、最初の4月をもって行うものとする。

2 登録期間満了時に意思確認を行い、市及びボランティア登録者の両者に異議のない場合は、期間満了後3年間登録期間を延長できるものとする。

(登録の取消)

第8条 ボランティア登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、市は登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティア登録者の個人が死亡したとき。
- (2) ボランティア登録者と連絡ができなくなったとき。
- (3) 第3条第2項に該当する活動を行ったとき。
- (4) その他ボランティア登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

(登録された個人情報の取り扱い)

第9条 市は、ボランティア登録者の個人情報を厳重に管理するものとし、当該情報を次の各号に掲げる目的以外に使用してはならない。

- (1) 市が行う各種行事及びボランティアに関する情報の提供
- (2) 奈良市ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）・奈良市ボランティアインフォメーションセンター（以下「ボランティアインフォメーションセンター」という。）の施設ボランティア情報の提供
- (3) 災害発生時、被災地や市内で行う災害ボランティア情報の提供
- (4) 各民間団体・市民公益活動団体などのボランティア募集情報その他の関連情報の提供
- (5) 提出された申請書に基づき、個人情報に配慮した上でのホームページその他媒体でのリストの公開
- (6) その他、市がボランティア活動に有効と判断する情報の提供

2 登録を解除した者の個人情報は、第三者に流用されることのないよう厳重に確認の上、即時消去するものとする。

(ボランティア活動の依頼)

第10条 ボランティア活動の依頼をしようとする団体（以下「依頼団体」という。）は、奈良市ボランティア登録制度ボランティア依頼書(別記様式第3号)を市に提出し、ボランティア活動依頼の登録を受けるものとする。

2 依頼できるボランティア活動は、次の各号のいずれかに掲げる活動とする。

- (1) ボランティアセンター及びボランティアインフォメーションセンターの登録団体が行う活動
- (2) 市が主催又は共催する事業の活動
- (3) その他市が認めた団体が行う活動

3 第1項のボランティア依頼書の提出を受けたときは、市はその内容を審査し、適当と認めるときは、ボランティア登録者に対し情報提供するものとする。

4 依頼団体は依頼するボランティアの内容に変更がある場合は、速やかに奈良市ボランティア登録制度ボランティア依頼書(別記様式第3号)を提出するものとする。

(団体登録及び変更・解除)

第11条 前条第2項第3号の活動を行おうとする団体は、市に奈良市ボランティア登録制度団体（登録・変更）届出書（別記様式第4号）を提出し、ボランティア活動を行う団体としての登録を受けるものとする。

2 前項の届出があったときは、市は届出をした団体に登録の可否を速やかに通知するものとする。

3 第1項の届出において、次の各号に掲げる活動を行う団体は登録できないものとする。

- (1) 主に営利を目的とする活動を行う団体
- (2) 政治を目的とする活動を行う団体

(3) 宗教を目的とする活動を行う団体

(4) その他市が不相当と判断する活動を行う団体

4 登録内容に変更がある場合は、奈良市ボランティア登録制度団体（登録・変更）届出書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

5 登録を解除する場合は、奈良市ボランティア登録制度団体登録解除申出書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

（ボランティア活動をする者に対する報酬及び交通費等）

第12条 ボランティア登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、交通費及び食事代、並びに活動に係る材料費及びその他実費等については、依頼団体と協議し、支給を受けることができる。

（ポイント対象活動へのスタンプの押印）

第13条 ボランティア登録者が第10条第2項のボランティア活動で認められたポイント対象活動（以下「ポイント対象活動」という。）を行った場合は、活動実績に応じてスタンプカードへスタンプを押印するものとする。

2 前項の場合において、ポイント対象活動の後、依頼団体はポイント対象活動の活動時間に応じて本制度専用のスタンプカードにスタンプを押印するものとする。

3 前項のスタンプ押印は、ポイント対象活動に対し、おおむね2時間の活動につき1個とする。ただし、1日において2時間以上、又は2箇所以上のポイント対象活動を行った場合であっても、1日当たり2個までを限度とする。

4 ボランティア登録者が、虚偽や不正行為により、スタンプの押印及び市ポイントの付与を受けた場合は、市はスタンプの失効や登録の抹消、既に付与した市ポイントの全部又は一部を返還させることができる。

5 ボランティア登録者が登録期間中にカードを紛失又は棄損した場合は、新たなスタンプカードを交付するものとする。ただし、それまでに当該ボランティア登録者のスタンプカードに押印されたスタンプの移行は行わないものとする。

6 ボランティア登録者のスタンプカードについては、第三者への貸与及び譲渡等はできないものとする。

（市ポイントの付与等）

第14条 本制度に新規登録したボランティア登録者には市ポイント100ポイントを付与するものとする。なお、更新時にも市ポイント100ポイントを付与するものとする。

2 ボランティア登録者が行ったポイント対象活動において、スタンプカードに押印されたスタンプ30個は、市ポイントの500ポイントと交換することができる。

3 前2項の市ポイント交換は、次の各号の窓口で行なうものとする。

(1) 奈良市市民部地域づくり推進課（以下「地域づくり推進課」という。）

(2) ボランティアセンター

(3) ボランティアインフォメーションセンター

（免責）

第15条 市は、この要項に規定する活動によって生じたボランティア登録者及び依頼団体の損害について、その賠償の責を負わない。

2 活動中に問題が発生した場合は、ボランティア登録者・依頼団体の双方で話し合い、お互い誠意をもって解決に当たらなければならない。

(守秘義務)

第16条 ボランティア登録者及び依頼団体は、その活動中に知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。また、その登録が取り消された後、登録期間が満了した後も同様とする。

(庶務)

第17条 本制度に係る事務は、地域づくり推進課が統括し、所管施設であるボランティアセンター及びボランティアインフォメーションセンターにおいて実施する。

(その他)

第18条 この要項に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年2月1日から施行する。